○経済産業省告示第百二十三号

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第四十三条第二項及び第五十五条の十二第三項、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第八十条第二項及び第九十二条の七の十三第五項、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第八十二条第二項及び第九十四条の七の十三第五項並びにコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十七条第二項及び第四十九条の七の十三第五項の規定に基づき、平成十七年経済産業省告示第八十四号（保安検査の方法を定める告示）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月二十九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後

保安検査の方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

製造施設	保安検査の方法
一　冷凍保安規則の適用を受ける製造施設	一　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ０８５０－４（２０２４）保安検査基準（冷凍保安規則関係）
二　液化石油ガス保安規則の適用を受ける製造施設（第六号に掲げる製造施設を除く。）	二　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ０８５０－２（２０２４）保安検査基準（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。））
三　一般高圧ガス保安規則の適用を受ける製造施設（第七号及び第九号に掲げる製造施設を除く。）	三　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ０８５０－１（２０２４）保安検査基準（一般高圧ガス保安規則関係（スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。））
四　コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設（次号から第九号までに掲げる製造施設を除く。）	四　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ０８５０－３（２０２４）保安検査基準（コンビナート等保安規則関係（スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。））
五　コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設であって、輸入された液化天然ガスを直接受け入れ、当該液化天然ガス又はこれを気化した天然ガスを他の施設に送り出すためのもの（次号及び第七号に掲げる製造施設を除く。）	五　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ０８５０－７（２０２４）保安検査基準（ＬＮＧ受入基地関係）
六　製造設備が液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第二条第一項第二十号に定める液化石油ガススタンド又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十四号に定める特定液化石油ガススタンドをいう。）である製造施設	六　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ０８５０－６（２０２４）保安検査基準（液化石油ガススタンド関係）

改正前

保安検査の方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

製造施設	保安検査の方法
一　冷凍保安規則の適用を受ける製造施設	一　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ０８５０－４（２０１１）保安検査基準（冷凍保安規則関係）
二　液化石油ガス保安規則の適用を受ける製造施設（第六号に掲げる製造施設を除く。）	二　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ０８５０－２（２０１７）保安検査基準（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く。））
三　一般高圧ガス保安規則の適用を受ける製造施設（第七号に掲げる製造施設を除く。）	三　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ０８５０－１（２０１７）保安検査基準（一般高圧ガス保安規則関係（スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。））
四　コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設（次号から第八号までに掲げる製造施設を除く。）	四　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ０８５０－３（２０１７）保安検査基準（コンビナート等保安規則関係（スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。））
五　コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設であって、輸入された液化天然ガスを直接受け入れ、当該液化天然ガス又はこれを気化した天然ガスを他の施設に送り出すためのもの（次号又は第七号に掲げる製造施設を除く。）	五　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ０８５０－７（２０１８）保安検査基準（ＬＮＧ受入基地関係）
六　製造設備が液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第二条第一項第二十号に定める液化石油ガススタンド又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十四号に定める特定液化石油ガススタンドをいう。）である製造施設	六　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ０８５０－６（２０１７）保安検査基準（液化石油ガススタンド関係）